

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0804)

県最賃専門部会 第3回

令和4年8月12日 非公開

開催日時	令和4年8月12日		13時58分～15時05分
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議	事	録
----------	---	---	---

事務局	<p>委員の皆様がお揃いになりましたので、定刻より前ではございますが、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席委員は公益代表委員3名・労働者代表委員3名・使用者代表委員2名の合計8名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、お願ひいたします。</p>
事務局	それでは、ただいまから、第3回群馬県最低賃金専門部会を開催

いたします。

まず、最初に、本日使用者代表委員の [REDACTED] 様が、本日急用で欠席されておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の専門部会では、途中で個別の協議が必要となった場合に備えまして、労働者側委員の皆様と使用者側委員の皆様には、7階に協議に使用していただく会議室をそれぞれ用意しておりますので、個別協議を行うとなった場合には、ご案内させていただきます。

公益委員の皆様が協議を必要とする場合には、この会場をお使いいただきますようお願ひいたします。

審議の途中で、個別の協議等が必要な場合には、随時発言していただきまして、部会長の了解を得て、個別に協議をしていただくということでお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料の追加配布について、ご説明いたします。

大変恐縮ですが、これから先は着座にてご説明させていただきます。

お手元の資料1は、[REDACTED] から提出されました、「8月5日付「県民の生活を守り、最低賃金の地域間格差を解消するために、最低賃金の抜本的な引上げを求める要請書」と題した要請文書です。

資料2は、[REDACTED] から提出されました、「8月5日付「最低賃金の大幅な引上げを求める要請書」と題した要請文書です。

資料3は、前回提出のありました、「群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引上げ、1,500円を目指すこと、全国一律最低賃金制度の創設と、実効ある中小企業支援策を求める要請書」の署名です。163筆の署名が追加されました。部会長の机の上に置かせていただいております。

資料4は、[REDACTED] から提出されました、「8月4日付「群馬県において最低賃金を大幅に引上げることを求める会長声明」でございます。

では、この後の議事進行につきましては、[REDACTED] 部会長にお願ひいたします。

よろしくお願ひいたします。

はい。ただいまの事務局からの資料の説明につきまして、ご質問等、ございましたら、お願ひいたします。

部会長

	【特になし】
部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。群馬県最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>引上額の具体的な金額につきまして、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>では、まずは、労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>最低賃金は、地域の労働者の生活と賃金、また、地域産業の持続性を支える上でも、大変重要な役割を果たしており、その改定は必要不可欠というふうに考えております。また、北関東で唯一Cランクの群馬県は、近隣県よりも引き上げ格差是正をし、低賃金のために起こってしまっている労働力の流出に歯止めをかけたいというようにも考えております。</p> <p>このようなことも踏まえまして、具体的な要求金額ということになるのですが、誰もが安心して働き暮らせる水準の1,000円に、早期に到達させるためにも、全国加重平均の930円を目指すということで、群馬県の地賃865円との差額の「65円」を要求したいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	はい。使用者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。
使用者委員	<p>はい。私 [] から。</p> <p>今、労側委員の [] 委員からお話がありましたけれども、使用者側としては、中小、特に小規模事業所の経営の現状は、非常に厳しいということから、地賃の最低賃金そのものは据え置きたいという意見もございました。</p> <p>ただ、昨今の物価上昇を考えると、最低賃金の引上げゼロというわけにもいかないという判断をさせていただきまして、現状の最低賃金の1%の上昇、「9円」という数字を、ご提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの、労使双方の提示された金額を確認いたしますと、労働者側は引上げ額「65円」ということ。使用者側からは引上げ額「9円」ということです。</p> <p>ご意見をお伺いしましたが、それぞれのお考えがあり、労使各側</p>

	<p>のご意見はごもっともだと存じ上げます。</p> <p>しかし、労働者側の引上げ額と使用者側の引上げ額にはかなりの隔たりがございますので、ただいまの労使それぞれのご意見を受けて、もう少し歩み寄ることはできないでしょうか。</p> <p>労使双方の数字を踏まえたうえで、もう一度、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員の先生から、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。労側 [] でございます。</p> <p>ただいま部会長からありましたとおり、少し歩み寄るというようなことを考えます。</p> <p>北関東3県のトップランナーであります栃木との格差是正をすることで、人材の流出防止と、良質な労働力を確保するためにも、群馬との差額17円と、栃木に追いつくということを踏まえて、本年度Bランク目安31円を足した、「48円」の要求をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	はい。使用者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。
使用者委員	<p>はい。私 [] から。</p> <p>今、「48円」という労側 [] 委員のお話がございました。使用者側からみると、過去ずっと第4表の結果を踏まえた、最低賃金の議論をさせていただきました。</p> <p>現状Cランクでいうと1.6%という、第4表の結果が出てございます。そこから考えますと、Cランク1.6%の上昇ということで、「14円」をご提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。労使双方のご意見を確認いたします。</p> <p>労働者側は「48円」、使用者側は「14円」ということです。</p> <p>歩み寄りが見られましたが、労使双方の主張には、まだかなり開きがございます。お互いの意見を聞いていただいたうえで、もう一步踏み込んだご提案をいただくことはできないでしょうか。</p> <p>もう一度、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] です。</p> <p>たしかにまだ中央で示された目安とは少し離れていることもございます。</p>

	<p>そういうことも踏まえて、先ほど、使側の委員の先生から、第4表の話がございました。そこで、労側としましては、賃金改定状況調査の第4表の③のCランクの賃金上昇率2.0%と、あと6月の消費者物価指数2.2%。これをあわせた4.2%を、群馬県の最賃865円にかけまして、「37円」の要求をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。使用者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。私■から。</p> <p>今、足元であります令和4年6月分の前橋市の消費者物価指数でございますが、前年同月比でプラス2.2%の上昇という発表がされています。これを受けまして、2.2%の上昇ということで、「19円」のご提案をさせていただきます。</p>
部会長	<p>はい。では、労使双方のご意見を確認させていただきます。</p> <p>労働者側は「37円」、使用者側は「19円」ということです。</p> <p>先ほどよりも更に歩み寄りがみられましたが、双方の主張には、まだかなり開きがございます。お互いの意見を踏まえたうえで、更に、もう一步踏み込んだご提案をいただくことはできないでしょうか。</p> <p>もう一度、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■です。</p> <p>更に歩み寄りをというようなことでございますので、先ほどは、第4表の③ということで申しましたけれども、今回、第4表の①のCランクの賃金上昇率1.6%。これと、先ほどと同様ですが、6月の消費者物価指数2.2%をあわせて3.8%。これをかけますと、「33円」となります。したがって、「33円」で要求をさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。使用者側委員の先生方、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。私■から。</p> <p>今、「33円」という、労働者側■委員のご回答をいただきましたけれども、使用者側としてみると、過去に3%の上昇という目標設定があったように記憶しています。それを受けますと、「25円」</p>

	<p>という数字になりますが、小数点以下は切り捨てて計算させても らいますけれども、「25円」をご提案申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>これまでの労働者側委員と、使用者側委員の先生方のご意見などは、物価や賃金上昇率などの様々な指標を基にして、それぞれのお立場からご意見を述べていただいておりまして、労使各側のご意見はごもっともだと存じ上げます。</p> <p>引上げ額に係るご意見といたしまして、当初は、労働者側は「65円」、使用者側は「9円」でしたところ、ただいま労働者側は「33円」に、使用者側は「25円」へと隔たりが埋まってきておりますが、このまま続けて双方からご意見を述べていただいて、よろしいでしょうか。いかがいたしますか。</p> <p>では、■委員、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。労側■です。</p> <p>先ほどから、使側の先生にだいぶ歩み寄っていただいていると思ってはいますが、少しこちらとしても、目安に近づいていることもありますので、お時間いただいたて、個別で対応させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。ただいま、労働者側委員の■委員から、個別協議の要望がございましたが、使用者側委員のお考えは、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。私■から。</p> <p>是非、個別協議させていただければと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは、これまでのお互いの発言や主張を尊重していただき、労働者側と使用者側で、それぞれで個別に十分な協議、検討を行っていただきたいと思います。</p> <p>場所はどちらにいたしましょうか。</p> <p>事務局が用意している会場を使われるということでよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	はい。では、会場に移動していただきまして、一旦、20分間休会

	<p>といたします。 お戻りになりましたら、再開いたします。 よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>事務局でご案内いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【協議のため、休会】</p>
部会長	<p>はい。先生方お揃いになられましたので、審議を再開いたします。 進め方ですが、どのようにご意見をお伺いするか、お諮りしたい と思います。 労使同席のままで、それぞれのご意見を伺うということで、よろ しいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、労働者側委員の先生から、改めてご意見をお願いした いと思います。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] です。 まず、お時間をいただきまして、ありがとうございました。 委員の中で、話が出た結果としまして、他県でも既に、1円、2 円のプラスで結審がされておるところも出てきております。そ ういったことも踏まえまして、先ほどの「33円」から1円歩み寄っ て、「32円」で要求させていただきたいと思います。 よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>使用者側委員の先生、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>では、私 [] から。 確か昨年が、過去の最低賃金の額としては最高額だったと記憶し ております。昨年同様の金額ということで、令和3年度の金額「28 円」をご提案させていただきます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 双方のご意見を確認いたします。 労働者側は「32円」、使用者側は「28円」ということです。 少し双方の隔たりがなくなりましたが、更なる踏み込んだご提案 をいただくことはできないでしょうか。</p>

	改めて、ご意見をお伺いしたいと存じます。 労働者側委員の先生、いかがでしょうか。 ■委員、お願ひいたします。
使用者委員	はい。労側■です。 「28円」という提示をいただきました。 ただ、先ほど申しましたように、同じCランクでも目安プラス1円で結審されているところもあるというような状況でございます。 それを踏まえまして、先ほどの「32円」から更に1円歩み寄らせてもらいまして、「31円」での要求をさせていただきたいとおもいます。よろしくお願ひいたします。
部会長	はい。ありがとうございます。 使用者側委員の先生、いかがでしょうか。
使用者委員	はい。私■からお話します。 先ほど、これまでの一番金額として賃上げをさせていただいた「28円」というお話をさせていただきましたけれども。これを率でみると、3.35%ということでございます。3.35%をかけた数字で、ただ小数点以下は切り下げという形になりますが、「29円」をご提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。
部会長	はい。双方のご意見を確認いたします。 労働者側は「31円」、使用者側は「29円」とのことです。 だいぶ双方の金額は近づいてまいりました。もう一度、双方のご意見をお伺いしたいと存じます。 労働者側委員の先生、いかがでしょうか。 はい。■委員、お願ひいたします。
労働者委員	はい。労側■です。 「29円」とということで、歩み寄っていただいたと理解しておりますが、やはりこの最低賃金審議会で何度も申しておりますように、人材の流出防止と良質な労働力を確保するということから、近隣県との格差を広げないためにも、やはり、先ほど申しした「31円」ということに拘っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
部会長	はい。使用者側委員の先生、お願ひいたします。

使用者委員	<p>はい。私 [] から。</p> <p>今年度の中央の目安がCランクは「30 円」ということでございます。若干歩み寄りまして、この「30 円」をご提案させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。双方のご意見を確認いたします。</p> <p>労働者側は「31 円」、使用者側は「30 円」とのことです。</p> <p>更に双方の金額の隔たりが小さくなりました。労使双方のご意見は、それぞれのお立場からごもっともだと存じあげます。</p> <p>改めて、双方のご意見をお伺いします。</p> <p>労働者側委員の先生、いかがでしょうか。</p> <p>はい。 [] 委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] です。</p> <p>目安の「30 円」とということで、金額をいただきましたが、やはり先ほども申し上げたように、近隣県との格差を広げないということを、拘りをもっていきたいと思っておりますので、再度の「31 円」の要求について、検討いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	はい。使用者側委員の先生、いかがでしょうか。
使用者委員	<p>はい。私 [] から。</p> <p>先ほども申し上げたように、中央の目安の「30 円」、こちらを尊重させていただきます。これ以上の歩み寄りは、非常に厳しいという、使用者側としての見解でございます。</p> <p>よって、再度「30 円」をご検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの使用者側委員の先生のご意見によれば、引上げ額は「30 円」で、動かせないというご意見であると存じます。</p> <p>この点につきまして、労働者側委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p>[] 委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。再度の「31 円」の要求に対しまして、先ほど [] 委員の方から、本省の目安の「30 円」、これ以上ないというお話だったと思います。</p> <p>確かに、産業全体が上向きではなくて、苦しい産業があるという</p>

	<p>のようなことは、認識はしております。</p> <p>また、これまでの労使関係を鑑みまして、先ほど提示いただいた、目安の「30円」ということで、労側としても歩み寄りたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの労働者側委員の先生の意見により、先ほど使用者側委員の先生から示されました引上げ額「30円」につきまして、受け入れる旨のご発言がございました。</p> <p>この「30円」という金額は、中央最低賃金審議会の目安額にも沿うものでもございます。</p> <p>従いまして、引上げ額「30円」ということで、採決を採らせていただきたいと思います。</p> <p>各側委員からご意見がありましたら、お願ひいたします。 採決に移らせていただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>採決に公益委員も加わりますが、部会長の私は加わらないことをご承知いただきたいと思います。</p> <p>それでは賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>【賛成者・・・挙手 7名】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 確認いたします。</p> <p>賛成の公益委員2名、賛成の労働者側委員3名、賛成の使用者側委員2名。私を除き、7名の賛成ということになります。</p> <p>全員の方が賛成として挙手をいただきましたので、全会一致となりました。</p> <p>労使の先生方が真摯に議論をしていただいた結果での全会一致に至ったことは、公益委員としても責任を果たせたと感謝しております。</p> <p>それでは、専門部会の結論が得られましたので、専門部会報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。まず、群馬県最低賃金の改正について、専門部会におきまして全会一致で決議していただきましたので、審議会令第6条第5項を適用することとしまして、本専門部会の決議により審議会の決議とすることとなるということをご報告いたします。</p>

	<p>それでは、ただいまから、部会長名による報告書を作成いたしまして、本審に報告したいと存じます。</p> <p>では、これから、報告書（案）を作成してまいります。</p> <p>作成に当たりまして、中央最低賃金審議会の答申の別紙1に記載されておりますとおり、「審議の時点における最新のデータに基づいて、生活保護と最低賃金の比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適當」とされております。これに基づきまして、最新のデータと比較した結果、群馬県最低賃金は生活保護を下回っていなかつたということの記載を報告書にさせていただくことになりますが、この取り扱いでよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。ただいま、報告書記載に関して事務局から説明がありました。</p> <p>これについて、そのように記載するということで、よろしいでしょうか。ご意見等ございましたら、お願ひいたします。</p> <p>はい。■委員お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>使用者側を代表しまして、私■から、要望事項として述べさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の専門部会では、真摯な議論は尽くしたと思ってございます。ただ、以下の2点について、要望事項としてあげさせていただきます。</p> <p>まず一つ目でございますが、昨年の答申においても要望させていただきました、中小企業の賃上げのための環境整備。そして、直接的、即効的、かつ手続きの簡素化された支援策を更に拡充すること。こちらは、労使共通の要望事項でございます。本年も引き続き、早急な施策展開を強く望みます。</p> <p>また、主に短時間労働者が、被扶養者資格維持の年収調整のために、期末等に出勤日数や労働時間数を減らすことが、各事業場で今非常に問題になっているというのが現状でございます。最低賃金額の改定については合意をみることができたものの、賃金単価の上昇は、必然的に年収制限に到達する労働時間数の減少に繋がり、人手不足をますます助長する要因となり得ます。年収制限の上限額を上げるなどの、抜本的対策の取組を要望させていただきます。</p> <p>以上の2点につきまして、報告書及び答申文に記載することにつき、発議をさせていただきます。</p> <p>ご審議、ご了承いただけますことを、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>

部会長	はい。ありがとうございます。 ただいま、使用者側のご発議につきまして、労働者側委員の先生方、ご意見等ございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	ただ今、使用者側委員、■委員からご意見がございました。部会長としてもごもっともなご意見であると理解するところでございます。 このご意見を報告書に盛り込むことについて、労働者側委員のご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	はい。公益の先生方、いかがでしょうか。
	【異議なし】
部会長	はい。それでは事務局におかれましては、ただいまの使用者側の意見を反映した報告書を作成していただきますようお願ひいたします。
事務局	それでは、ただいまから報告書（案）を準備いたしますので、休会をお願いいたします。
部会長	はい。暫時休会といたします。
	【報告書（案）を全委員に配付】
部会長	では、会議を再開いたします。 専門部会から審議会会长あて報告書を確認させていただきます。 事務局の方で、願いいたします。
事務局	はい。それでは、ただいまお配りしました報告書（案）を読み上げさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。
	【報告書（案）朗読】

事務局	以上でございます。
部会長	<p>はい。では、報告書の内容を確認していただきたいと思います。</p> <p>本文に、別紙1「群馬県最低賃金」と別紙2「群馬県最低賃金と生活保護との比較について」が添付された報告書になります。</p> <p>これでよろしいでしょうか。</p>
【異議なし】	
部会長	<p>それでは、報告書を群馬地方最低賃金審議会長あて提出することいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
【異議なし】	
部会長	<p>はい。それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。参考ですが、この後開催されます審議会において答申が行われ、本日中に公示した場合、異議の申出期間は、公示日の翌日から起算して15日間となっており、計算いたしますと期限が8月29日（月）となります。</p> <p>従いまして、異議の申出があった場合は、8月30日（火）午前9時からの審議会でご審議をいただくこととなります。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>会場につきましては、この場所を用意しております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。</p> <p>事務局から今後の予定についての説明がございました。</p> <p>これにつきまして、ご質問等ございますでしょうか。</p>
【特になし】	
部会長	はい。最後に事務局から何かございますか。
事務局	報告書をまとめていただきましたことに対しまして、労働基準部長からご挨拶申し上げます。

基準部長	<p>労働基準部長の福永でございます。 ただいま、専門部会としての報告書をまとめていただきました。 委員の皆様に、一言、お礼のご挨拶をさせていただきます。 本年度の審議につきましては、中央最低賃金審議会の公益委員の見解にもご配意いただき、当県の実情を踏まえた真摯なご議論を尽くしていただいた結果、全会一致での専門部会としての取りまとめをいただきました。 改めまして、皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおろしいでしょうか。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>はい。非公開事項はなしと確認いたしました。 ありがとうございました。 これで第3回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れ様でした。</p>